

3月27日(土)、28日(日)に30か所で一斉に

地域振興券を交付します

市内で買い物をして、まちを元気に。3月27日(土)から、15歳以下の児童のいる世帯の世帯主や老齢福祉年金の受給者などに地域振興券を交付します。対象者には3月19日(金)までに配達記録郵便ハガキで通知しますので、指定された会場でお受け取りください。

郵送したハガキに書いてある会場で交付

3月27日(土)、28日(日)の午前9時30分

分から午後6時まで市役所や公民館、出張所などで、ハガキ(引換申請券)または「交付申請書」を持ってきている人に地域振興券を交付します。

郵送したハガキに記載された会場でお受け取りください(他の会場では受け取れません)。車での来場はご遠慮ください。

必要書類、印鑑を忘れずに

持ってくるもの

○「引換申請券」または「交付申請書」

○印鑑

○本人であることを証する書類(免許証やパスポート、保険証、年金証書など)

※「引換申請券」または「交付申請書」の必要箇所を全部記入してください。代理人の場合は、必ず委任状欄も記入してください。

3月27日(土)、28日(日)に受け取れない人は

3月29日(月)からは市役所11階の「地域振興券交付班」で交付します。

裏面に各交付場所の地図を掲載



地域振興券が使えるのは
3月27日(日)から9月26日(日)まで



1000円券が20枚つづりになっています。1万円札と同じ大きさです。券には偽造防止策が施されています。

使えるお店は赤と黄色のステッカーが目印!

市に登録しているお店で使えます。ほとんどのものに使えますが、商品券やプリペイドカード、宝くじの購入や公共料金の支払いなどには使えません。



どうやって使えるの?

現金と同じように使えますが、おつりは支払われません。使えるのは本人、代理人、使者だけです。この券は、人にゆずったり、売ったり、他の人から買ったりすることはできません。



(土)祝を除く午前9時30分から午後4時30分までに「引換申請券」または「交付申請書」、印鑑、本人であることを証する書類をお持ちください。

転入してきた人には 3月29日(月)以降に交付

①11年3月8日以降に転入届を出した15歳以下の児童が世帯の世帯主転入前の市区町村で地域振興券を受け取っていない人は、未受領証明書を転入届を出した窓口へ提出してください。未受領証明書のない人は、

地域振興券交付班(市役所11階)で手続きが必要です。(印鑑持参)
②下欄の「交付の対象となるのは」②③⑤に該当すると思われる人は11年1月4日以降に転入届を出した人は交付の手続きが必要となります。

③年金証書、非課税証明書、印鑑等(3月8日以降の転入者は未受領証明書も必要)を持って地域振興券交付班(市役所11階)で申請してください。
※交付資格を確認後、①②の人には引換申請券を後日郵送します。

問合せ
地域振興券交付班
☎ 436-3300

交付の対象となるのは

- 平成11年1月1日現在で、
 - ①15歳以下の児童のいる世帯の世帯主(外国人は永住者か特別永住者に限る)
 - ②老齢福祉年金等の受給者
 - ③生活保護を受けている人
 - ④社会福祉施設等に入所している人
 - ⑤平成10年度分市民税の所得割が課税されていない65歳以上の寝たきりの人
 - ⑥平成10年度分市民税(均等割・所得割)が課税されていない65歳以上のの人などです。
- 対象と思われる人で、ハガキが3月19日(金)までに届かない人は地域振興券交付班へお問い合わせください。

3月27日(土)~28日(日)の一斉交付場所

交付場所は、ハガキ(「引換申請券」または「交付申請書」)裏面に書かれています。
所在地がわからない場合は、この地図を参考にしてください。

※ハガキの下に印刷されたコード番号(●●X-XXX-X)の先頭二ケタが交付場所の番号になっています。

01・02

